

# 市立青梅総合医療センター内自動販売機設置事業者募集要領

市立青梅総合医療センター（以下「病院」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

## 1 目的

病院施設内への飲料自動販売機の設置

## 2 設置場所および台数

別表のとおり

## 3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 成年被後見人および被保佐人ならびに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 東京都内に本店、支店または営業所を有すること。
- (3) 自動販売機の設置業務（自らが管理、運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。
- (4) 国税、都道府県税および市町村税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体または団体に属している者でないこと。
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間、青梅市から指名停止措置を受けていないこと。

## 4 自動販売機の設置条件等

### (1) 契約の方法

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定にもとづく行政財産の貸付けとし、病院が設定する最低貸付料率45%以上で、かつ、最高の貸付料率をもって有効な提示をした者を設置事業者として決定し、貸付契約の手続を行います。

### (2) 貸付期間

令和5（2023）年11月1日から令和9（2027）年3月31日まで

貸付期間中においても、契約条項に違反した時は、契約を解除する

場合があります。

### (3) 設置事業者費用負担

#### ア 電気料

電気料金は、子メーター計測による実費徴収とし、病院の指定する期限までに納入してください。なお、子メーターは設置事業者の負担で設置していただきます。

#### イ 設置費等

自動販売機の設置および撤去にかかる費用については、すべて設置事業者の負担となります。

#### ウ 貸付料

貸付料は、設置した自動販売機における売上高に設置事業者との契約にもとづく料率を乗じた額の合計とします。

貸付料の納入は、1か月ごととし、毎月翌月の10日までに売上報告書を提出し、その実績をもとに指定期日までに納めていただきます。

#### エ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、貸付料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に定める割合（年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じて計算して得た額（100円未満の端数があるとき、または500円未満であるときは、その端数額またはその全額を切り捨てる。）を、延滞金として加算して支払わなければなりません。

### (4) 自動販売機の基準等

次の基準等により設置するものとします。

#### ア 大きさ

別表のとおり

#### イ 機種

(ア) 照明の自動点滅・減光、学習省エネ、ピークカット、真空断熱材やヒートポンプ採用など、省エネ対策を施した機種とすること。

(イ) ノンフロン対応機種とすること。

(ウ) 静音性能が優れた機種とすること。

- (エ) 電子決済対応とすること。ただし、実際の設置に当たり、通信環境等の影響から不可能な場合は、この限りでない。
- (オ) デザインおよび外観色は、周辺環境に配慮したものとすること。
- (カ) ユニバーサルデザイン自動販売機であること。
- (キ) 災害対応型自動販売機であること。なお、災害時に当院が飲料の提供を必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。また、停電時に自動販売機が稼働できる機能を備えていること。

#### ウ 安全対策

- (ア) 転倒防止について、日本工業規格の据付基準および日本自動販売システム機械工業会作成の据付基準マニュアルを遵守した措置を講ずること。その際は、できる限り病院施設の躯体に負担の掛からない方法で設置すること。
- (イ) 食品衛生について、食品、添加物等の規格基準（食品衛生法）および自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとすること。

#### エ 回収ボックスの設置

- (ア) 使用済み容器の回収ボックスを自動販売機設置場所ごとにペットボトル用、缶・ビン用それぞれ1個以上設置すること。
- (イ) 回収ボックスは、使用済み容器があふれるなど、周囲に散乱しないよう十分な容量とすること。
- (ウ) 回収ボックスには、使用済み容器以外の投入を禁止する旨を表示するほか、一般ごみの混入防止を図ること。
- (エ) 回収ボックスの大きさは、幅 450mm×奥行 465mm×高さ 650mm 以内の物を設置すること。

#### (5) 維持管理責任

- ア 商品の補充および変更、賞味期限の確認、売上金の回収およびつり銭の補充などの維持管理については、設置事業者が責任を持って行うこと。
- イ 自動販売機、回収ボックス周辺の清掃を行い、周辺環境を清潔に保つこと。
- ウ 自動販売機の苦情、問い合わせについては、設置事業者の責任に

において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を見やすい位置に明記すること。

エ アからウの業務実施のため、原則として毎週月曜日から土曜日の毎日、自動販売機を巡回すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了または契約解除された場合は、速やかに原状に回復すること。

(7) 販売商品

ア 販売品は清涼飲料水とし、酒類を除く飲料品とする。

イ 販売価格は、標準小売価格以下とすること。

ウ 貸付人から販売品目について要望があった場合は、販売品目等の変更を協議すること。

(8) 禁止事項

次の行為は禁止します。

ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用する事。

イ 貸付物件の権利を第三者に譲渡し、または転貸すること。

ウ 酒類の販売を行うこと。

5 売上等参考データ

(1) 1日平均外来患者数 1082.5人(令和3年度決算)

(2) 1日平均入院患者数 326.1人(令和3年度決算)

(3) 職員総数 1,028人(2023年3月31日現在)

(4) 過去1年間の売上数

115,571本(2022年4月から2023年3月まで)

(5) 院内飲食物販売状況

・コンビニエンスストア1軒

・救命救急センター自動販売機1台(OS-1販売用)

6 申込み方法等

(1) 受付期間

令和5年8月28日(月)から令和5年9月6日(水)まで。

ただし、土曜日、日曜日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 受付場所

東京都青梅市東青梅 4 丁目 1 6 番地の 5  
青梅市立総合病院管理課用度係（東棟 1 階）

(4) 提出書類

ア 応募申込書（様式第 1 号）

イ 法人の場合は現在事項証明書、個人の場合は住民票（写しも可）。  
ただし、発行後 3 か月以内のものに限ります。

ウ 国税、都道府県税および市町村税（該当のみ）の未納の税額がないことの証明書（写しも可）

エ 事業概要

(ア) 法人

会社概要、直近の貸借対照表および損益計算書

(イ) 個人

創業日、事業内容、実績等の分かるものおよび直近 2 年分の所得税確定申告書の写し

オ 設置する自動販売機のカタログ

(5) 提出場所

上記 6 (1) で規定した受付期間内に、申込みに必要な提出書類を上記 6 (3) で規定した受付場所に直接持参してください。

7 募集要領に対する質問

(1) 受付

募集要領に対して不明な点がある場合は、下記の提出期限までに質問書（様式第 2 号）を病院管理課宛てに提出してください。電話および窓口での質問には一切応じません。

(2) 提出方法

電子メールによる提出のみとし、次の病院管理課の電子メールアドレスにおいて別紙質問書を受け付けます。

なお、質問書の送信後は、病院管理課へ電話にて送信した旨を連絡してください。

電子メールアドレス [div9510@city.ome.lg.jp](mailto:div9510@city.ome.lg.jp)

(3) 提出期限

令和 5 年 9 月 6 日（水） 午後 5 時まで

(4) 回答方法

質問書の提出の有無にかかわらず、申込のあった全事業者に対し、

質問項目全てを令和5年9月11日（月）までに電子メールで回答します。

## 8 貸付料率見積書の提出および審査

### (1) 日時

令和5年9月14日（木）10時00分から貸付料率見積書の提出を受け、引き続き立会い審査を行います。

なお、遅刻した者は失格とします。

### (2) 貸付料率見積書の提出および審査場所

東京都青梅市東青梅4丁目16番地の5  
青梅市立総合病院東棟1階第三会議室

### (3) 提出書類（当日持参するもの）

ア 貸付料率見積書（様式第3号）

イ 委任状（代理人により提出する場合）（様式第4号）

### (4) 貸付料率見積書の提出方法

ア 応募資格者は、貸付料率見積書に必要事項を記入し、記名押印の上、封筒に入れて、指定場所に提出してください。

イ 代理人が提出する場合には、委任状と貸付料率見積書を同封の上、提出してください。

### (5) 貸付料率見積書の作成

貸付料率は、整数とする。見積もる貸付料率をパーセント（%）で表記すること。

### (6) 書換え等の禁止

提出した貸付料率見積書は、書換え、引換えまたは撤回することはできません。

### (7) 審査

ア 審査は、貸付料率見積書の提出締切り後、ただちに応募者立ち会いのもとで、提出された貸付料率見積書を開封し、審査します。

イ 応募者が審査に立ち会わないときは、当該審査事務に関係のない市職員を立ち合わせます。

ウ 審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

### (8) 貸付料率見積書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 最低貸付料率（４５パーセント）を下回るもの
- イ 委任状のない代理人が提出したもの
- ウ 応募者の記名押印がないもの
- エ 病院が指定する貸付料率見積書様式を用いないでしたもの
- オ 応募者またはその代理人が１人で２通以上貸付料率見積書を提出した場合、その全部の貸付料率見積書
- カ 貸付料率、貸付料または応募者の氏名の記載が識別し難いもの（委任状も同様とします）
- キ 貸付料率見積書の貸付料率を訂正したもの
- ク 貸付料率において整数で表示されていないもの。
- ケ 記載事項の未記入があるもの。
- コ その他要領に規定する条件に違反したもの

(9) 設置事業者の決定

設置事業者は、病院が設定する最低貸付料率（４５パーセント）以上で、最高の貸付料率をもって有効な貸付料率見積りを行った者に決定します。

(10) くじによる設置事業者の決定

- ア 同率の見積りをした者が２者以上あるときは、くじにより設置事業者を決定します。
- イ 当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、病院が指定した者（当該審査に関係のない職員）が応募者に代わってくじを引き、設置事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置事業者を決定したときはその者の名および見積料率を、決定しないときはその旨を公表します。

(12) 貸付料率審査の中止

不正な見積りが行われるおそれがあると認められるとき、または災害その他やむを得ない事由があるときは、貸付料審査を中止または延期することがあります。

9 契約手続

自動販売機の貸付契約の手続は、令和５年９月２９日（金）までに行います。

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定期日までに貸付契約を行わない場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他貸付契約の相手方として不相当と認められる場合

#### 11 その他

- (1) 応募申込みおよび貸付契約の手続に関する一切の費用は、設置事業者または応募者の負担となります。
- (2) 提出された申込書類等は、一切返却いたしません。
- (3) 契約後、消費税改正された場合でも貸付料率は変更しません。
- (4) 契約前または契約後に、病院の都合により、自動販売機設置台数に増減の変更が必要となった場合でも、貸付料率は変更しません。ただし、売上高が30%以上減となるような、大幅な変更が生じた場合は、協議します。

#### 12 問い合わせ先

郵便番号 198-0042

東京都青梅市東青梅4丁目16番地の5

青梅市立総合病院管理課用度係（東棟1階）

電話番号 0428-22-3191（内線5274）